

(案)

諮問第172号の概要

(日本標準産業分類の変更)

令和5年●月●日

総務省政策統括官室(統計制度担当)

日本標準産業分類とは

行政機関等が作成する公的統計の相互比較と利用の向上を可能とするため、財又はサービスの生産と供給において類似した経済活動を産業別に分類したもの

分類の構成（現行）

[4層構造]

大分類（20項目）、中分類（99項目）
小分類（530項目）、細分類（1,460項目）

活用状況

国勢調査、経済センサス等の公的統計において主に活用され、その調査結果を基にして施策展開等に貢献

今回の改定の目的

- 社会経済情勢の変化等を踏まえ、生産技術の類似性による基準に配慮しつつ、SUT体系への移行に向け、必要な改定に取り組むこと
- 国勢調査、経済センサス等の大規模統計調査において、我が国の経済活動の実態をよりの確に把握するため、産業構造をより良く反映すること

主な改定内容

- 一般原則の改定
- 分類項目の新設
小分類：7項目、細分類：19項目
- 項目名の変更等

想定スケジュール

2023 (R5) 年度					2024 (R6) 年度	
6月	7月	8月	9月	10月～3月	4月	
←→		←→			→	
答申	大臣決定、告示				施行	

課題の位置付け

- ① 前回改定時（第13回）における答申の指摘事項 ⇒ 「分類の基準」の検討等の4事項
- ② 第Ⅲ期公的統計基本計画における課題 ⇒ 「専従の労働者等が存在しない法人等」の扱い等の2事項
- ③ 前回改定以降における産業動向の変化と制度改正に伴う対応 ⇒ 脱炭素やコロナ対応、電力自由化等の11事項
- ④ その他（分類項目名の変更など）

① 前回改定時（第13回）における答申の指摘事項と対応

【課題】

【分類の基準の妥当性の検討】

三つの基準を順序付けて記載している「分類の基準」と国際標準産業分類の記載内容を比較し、その妥当性を検討

【第12回改定時(H19年)に設定された分類項目の検証】

「無店舗小売業」と「管理・補助的経済活動を行う事業所」を対象に、経済センサスの結果における問題点の把握と検証

【調剤薬局の名称の検討】

法令に基づく名称ではない「調剤薬局」という分類項目名について、統計調査の実施上の観点も踏まえて検討

【レッカー車業の新設の検討】

レッカー車業の実態把握を行った上で、国際比較の観点も含め、新設の適否を検討

【対応】

現行の「分類の基準」は、需要側と供給側の概念が混在しており、また、不明瞭な点もあるため、供給側の視点が明確になるよう修正

経済センサスの結果を精査したところ、当該分類に関する疑義件数と訂正件数の割合はいずれも低く、それらの内容に大きな問題はなかったことを確認

令和元年に改正された根拠法（略称は薬機法）において定義されている「薬局」に項目名を修正

実態調査により必要な産業規模を確認した上で、24時間体制を含めた災害対応等といった昨今の社会的役割を考慮して立項

② 第Ⅲ期公的統計基本計画における課題と対応

【課題】

【生産技術の類似性の観点からの検討】 …SUT体系への移行に向けた取組
生産技術の類似性による基準に配慮しつつ、社会経済情勢に合わせた日本標準産業分類の見直しを行う。

【専従の労働者等が存在しない法人等】
専従の役員・労働者等が存在しない法人等に関する日本標準産業分類上の整理に取り組む。

【対応】

製造業等の四つの分野を対象に、生産技術の類似性の観点からの考え方の整理や試行を行い、課題を整理

法人登記を要件とすることにより、統計調査の目的によっては、専従の役員・労働者等が存在しないが、収益がある法人等を事業所に含めて取り扱うことができるよう修正

③ 前回改定以降における産業動向の変化と制度改正に伴う対応

【産業動向の変化】

コロナ禍等を背景に、「食料品スーパー」や「ペストコントロール業」など、九つの分類項目（細分類）を新設

【制度改正】

学校教育法の改正に伴う「義務教育学校」など、10の分類項目（細分類）を新設

④ その他

分類項目の対象をより適切に示す観点からの項目名の変更のほか、表記上の修正などを実施

①分類の基準

【課題】

前回改定時の部会審議において、現行の「分類の基準」の(1)から(3)までに関して、供給側の視点と需要側の視点が混在していること、優先すべき事項を示す観点から記載順を検討する必要があること、国際標準産業分類の記載順と異なること等が指摘

↓

「分類の基準として3つの基準を順序付けて記載しているが、国際標準産業分類における記載内容と比較してその妥当性を検討」※1

※1：諮問第53号の答申（平成25年9月27日）



【対応】

過去の経緯や国際標準産業分類の記載内容を参考にしながら、供給側の視点を明確にする観点から、生産活動におけるインプット及び生産プロセスの類似性を(1)と(2)に、また、最後の(3)において需要側の視点による基準をそれぞれ記載して修正

《改定案》

- (1) 生産に投入される財又はサービスの種類
- (2) 財又はサービスの生産方法（設備又は技術等）
- (3) 生産される財又はサービスの特徴（用途又は機能）

② 事業所の定義

【課題】

第Ⅲ期公的統計基本計画策定時の検討において、事業所母集団DBの企業数が法人企業統計より少ないことから、同DBでは経済活動を行っている企業が十分に捕捉されておらず、売上高や付加価値に漏れがある可能性が指摘。また、同DBのカバレッジを効率的に拡大していくことが統計の精度向上に重要であることが示唆

↓

「専従の役員・労働者等が存在しない法人等に関する日本標準産業分類上の整理に取り組む。」※2

※2：第Ⅲ期公的統計基本計画（令和2年6月2日閣議決定）の別表



【対応】

「人及び設備」の要件との整合性や統計調査の実査可能性の観点から、法人登記を要件（所在地及び役員等が存在するとみなす）とすることにより、専従の役員・労働者等が存在しないが、収益がある法人等を事業所に含めて取り扱うことができるよう修正

「事業所の定義」の特例的な記載部分に以下を追記

《改定案》

統計調査の目的によっては、登記上の役員等は存在するが、設備を専有していない法人等も事業所とする。

電気炉・電熱装置製造業

2050年のカーボンニュートラルに向けて、燃焼炉から電気炉への転換を見据えた業界動向を正確に把握するため。

大分類E—製造業

細分類「電気炉・電熱装置製造業」を新設

レッカー・ロードサービス業

前回（第13回）改定時の答申における指摘事項への対応

昨今の災害や事故への対応といった公共的・社会的役割を担ってきているため、国際標準産業分類の記載内容を参考にしつつ、24時間体制による社会への貢献も踏まえ、当該業種の動向を把握する必要があるため。

大分類H—運輸業、郵便業

細分類「レッカー・ロードサービス業」を新設

中分類56の再編 （ワンプライスショップ等の新設）

- 国際比較の可能性を向上させる観点から、国際標準産業分類を参考にして「非専門店」と「専門店」に整理する方針の下、一定以上の市場規模があり、社会に定着して安定性のある業態別小売業の動向把握のため、中分類56を再編する。
- ワンプライスショップは、現行の産業分類において明確に位置付けられておらず、複数の細分類に分類されていることが課題
- 百貨店と総合スーパーが現行の産業分類において同一の小・細分類に分類されており、両者を区別した動向把握ができていない。

大分類I—卸売業、小売業

小・細分類「ワンプライスショップ」を新設し、また、現行の分類を分割して小・細分類「百貨店」と「総合スーパー」もそれぞれ新設した上で、非専門店に該当する百貨店、総合スーパー、コンビニエンスストア、ドラッグストア、ホームセンターを一つの中分類「各種商品小売業」に集約

食料品スーパー

消費者の利用頻度が高く、非常時にも国民へ必要不可欠な食品の安定供給を担う重要な産業であり、その実態を示すことが政策上また統計上において重要であるため。



大分類I—卸売業、小売業

現行の「各種食料品小売業」を二つの細分類「食料品スーパー」と「その他の各種食料品小売業」に分割

施設給食業

現行の「配達飲食サービス業」は、調理とデリバリーを行う配達飲食業と病院や民間企業等において食事を提供する施設給食業といった主に二つの異なる産業活動から構成されている。

コロナ禍も背景に、昨今のフードデリバリー市場の拡大を踏まえた配達飲食サービス業に加え、施設給食業の動向を把握する必要があるため。



大分類M—宿泊業、飲食サービス業

現行の「配達飲食サービス」を二つの小・細分類「配達飲食サービス業」と「施設給食業」に分割

ペストコントロール業

害獣や害虫の防除や駆除、細菌やウイルスの消毒、衛生管理を行うペストコントロール業は、現行の産業分類において明確に該当する分類項目がなく、また、コロナ禍も背景に市場規模が一定程度あり、今後の公衆衛生の一分野として動向を把握する必要があるため。



大分類R—サービス業（他に分類されないもの）

細分類「ペストコントロール業」を新設

醸造酒類製造業等

酒類の生産や消費の態様の変化に伴い、「酒税法」の課税上の分類である「酒類」間で税負担の不均衡が顕著になってきたため、酒税法において、原料や製造方法により発泡性酒類、醸造酒類、蒸留酒類、混成酒類の4区分が設定された。

これを踏まえ、現行の「果実酒製造業」及び「蒸留酒・混成酒製造業」の分割等を行う。

大分類E－製造業

三つの細分類「醸造酒類製造業（果実酒、清酒を除く。）」、「蒸留酒類製造業」、「混成酒類製造業」を新設

発電業、送配電業等

エネルギー分野の一体改革の下、電気事業法が改正され、電力小売が全面自由化されたことに伴い、電気事業者の類型が「発電事業」、「送配電事業」、「小売電気事業」に大別された。これを踏まえた分類構成とする。

大分類F－電気・ガス・熱供給・水道業

四つの細分類「発電業」、「送配電業」、「電気小売業」、「電気卸供給業」を新設

ガス小売業

エネルギー分野の一体改革の下、ガス事業法が改正され、ガス小売が全面自由化されたことに伴い、ガス事業者の類型が「生産（製造事業）」、「供給（導管事業）」、「販売（小売事業）」に大別された。これを踏まえた分類項目とする。

大分類F－電気・ガス・熱供給・水道業

細分類「ガス小売業」を新設

義務教育学校

学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、「学校教育法」の改正（H27年）により、「義務教育学校」の制度が創設された。これを踏まえた分類項目とする。

大分類O－教育、学習支援業

細分類「義務教育学校」を新設

介護医療院

増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズに対応するため、「介護保険法」の改正（H29年）により、新たに「介護医療院」が創設された。これを踏まえた分類項目とする。

大分類P－医療、福祉

細分類「介護医療院」を新設

現行の記載内容

本分類は、統計調査の対象における産業の範囲の確定及び統計調査の結果の産業別の表章に用いられるものである。この分類は、事業所において行われる経済活動、すなわち産業を、主として次のような諸点に着目して区分し、体系的に配列したものである。

- (1) 生産される財又は提供されるサービスの種類（用途、機能等）
- (2) 財の生産又はサービス提供の方法（設備、技術等）
- (3) 原材料の種類及び性質、サービスの対象及び取り扱われるもの（商品等）の種類

なお、分類項目の設定に当たっては、事業所の数、従業者の数、生産額、販売額等も考慮した。

改定案

本分類は、事業所で行われる経済活動、すなわち産業を主として以下のような分類の基準に着目して区分し、体系的にまとめたものである。

- (1) 生産に投入される財又はサービスの種類
- (2) 財又はサービスの生産方法（設備又は技術等）
- (3) 生産される財又はサービスの特徴（用途又は機能）

なお、本分類は、統計調査の対象となる産業の範囲の確定及び統計調査の結果の産業別の表章に用いられるものである。

電気炉・電熱装置製造業

大分類Eー製造業

細分類「その他の産業用電気機械器具製造業（車両、船舶用を含む）」に、「電気炉製造業」と「電熱装置製造業」が例示として記載



大分類Eー製造業

細分類「電気炉・電熱装置製造業」を新設

レッカー・ロードサービス業

大分類Rーサービス業（他に分類されないもの）

細分類「他に分類されないその他の事業サービス業」に「レッカー車業」が例示として記載



大分類Hー運輸業、郵便業

細分類「レッカー・ロードサービス業」を新設

中分類56の再編（ワンプライスショップ等の新設）

大分類Iー卸売業、小売業

中分類	小分類	細分類	項目名
56			各種商品小売業
	561	5611	百貨店、総合スーパー
	569	5699	その他の各種商品小売業
58			飲食料品小売業
	589	5891	コンビニエンスストア
60			その他の小売業
	603	6031	ドラッグストア
	609	6091	ホームセンター



中分類	小分類	細分類	項目名	変更内容
56			各種商品小売業	
	561	5611	百貨店	「百貨店、総合スーパー」を分割して新設
	562	5621	総合スーパー	
	563	5631	コンビニエンスストア	移動
	564	5641	ドラッグストア	移動
	565	5651	ホームセンター	移動
	566	5661	ワンプライスショップ	新設
	569	5699	その他の各種商品小売業	

食料品スーパー

大分類Iー卸売業、小売業

細分類「各種食料品小売業」に明示されていないが、分類上、「食料品スーパー」が包含



大分類Iー卸売業、小売業

二つの細分類「食料品スーパー」と「その他の食料品小売業」に分割

施設給食業

大分類M—宿泊業、飲食サービス業

細分類「配達飲食サービス業」に、「配達飲食サービス」の説明文と「施設給食業」の例示が記載

大分類M—宿泊業、飲食サービス業

現行の「配達飲食サービス」を二つの小・細分類「配達飲食サービス業」と「施設給食業」に分割

ペストコントロール業

例示の記載がなく、分類上は細分類「消毒業」や「その他の建物サービス業」等に該当

大分類R—サービス業（他に分類されないもの）

細分類「ペストコントロール業」を新設

醸造酒類製造業等

大分類E—製造業

二つの細分類「果実酒製造業」と「蒸留酒・混成酒製造業」が設定

大分類E—製造業

三つの細分類「醸造酒類製造業（果実酒、清酒を除く。）」、「蒸留酒類製造業」、「混成酒類製造業」を新設

発電業、送配電業等

大分類F—電気・ガス・熱供給・水道業

二つの細分類「発電所」と「変電所」が設定

大分類F—電気・ガス・熱供給・水道業

二つの細分類「発電所」と「変電所」を削除し、四つの細分類「発電業」、「送配電業」、「電気小売業」、「電気卸供給業」を新設

ガス小売業

大分類I—卸売業、小売業

例示の記載がなく、分類上は細分類「他に分類されないその他の卸売業」や「他に分類されないその他の小売業」に該当

大分類F—電気・ガス・熱供給・水道業

細分類「ガス小売業」を新設

統計法令における「統計基準」の関係条文

【統計法】（平成19年法律第53号）抄

（定義）

第2条（略）

9 この法律において「統計基準」とは、公的統計の作成に際し、その統一性又は総合性を確保するための技術的な基準をいう。

（統計基準の設定）

第28条 総務大臣は、政令で定めるところにより、統計基準を定めなければならない。

2 総務大臣は、前項の統計基準を定めようとするときは、あらかじめ、統計委員会の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

3 総務大臣は、第1項の統計基準を定めたときは、これを公示しなければならない。これを変更し、又は廃止したときも、同様とする。

【統計法施行令】（平成20年政令第334号）抄

（統計基準の設定方法）

第10条 法第28条第1項の統計基準は、公的統計の統一性又は総合性の確保を必要とする事項ごとに定めなければならない。